

別記様式第6号（第6条関係）

行政処分実施結果表

| | | |
|------------------|--|---------------------------------|
| 被 処 分 者 | 探偵業届出証明書番号 | 宮城県公安委員会 第22140018号 |
| | 氏名又は名称 | 鈴木 孝史 |
| | 代表者の氏名 | |
| | 主たる営業所の所在地 | 宮城県登米市迫町佐沼字中江5丁目2番地16 |
| | 処分に係る営業所の名称及び所在地 | 東北リサーチ 宮城県登米市迫町佐沼字中江5丁目2番地16 |
| 処 分 年 月 日 | 令和2年12月4日 | |
| 処 分 内 容 | 営業廃止命令 | |
| 処分理由・根拠法令 | 【処分理由】 探偵業の業務の適正化に関する法律第3条第2号に該当したため。 【根拠法令】 探偵業の業務の適正化に関する法律 第3条第2号、第15条第2項 | |
| 処分を行った公安委員会 | 宮城県公安委員会 | |